

27 西審子第 18 号
平成 27 年 10 月 29 日

西東京市長
丸 山 浩 一 様

西東京市子ども子育て審議会
会 長 森 田 明 美

保育所入所選考基準の見直しについて（答申）

平成 27 年 4 月 16 日付 27 西子保第 76 号をもって諮問がありました、保育所入所選考基準の見直しについて、審議会及び専門部会において慎重に審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 答申にあたって

(1) 保育所入所選考基準について

保育の必要の程度及び家庭の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、様々な視点から審議したので、以下の個別的課題及び別表を参考に公平性・透明性のある保育所入所選考基準を作成願いたい。

(2) 今後の子ども子育て支援について

今回の議論の中で、多様な保育ニーズが明らかとなり、保育所入所選考基準の見直しだけでは解決できないということも多く意見としてあった。こうした議論を踏まえ、次に事項について要望する。

- ① 地域型保育事業所の卒園予定者については、調整指数に新たな加点項目を設ける見直しを行った。今後は、当該児童の受入れ施設として、幼稚園にもその役割が担えるよう、預かり保育の充実など制度の見直しに努めること
- ② 保護者アンケートなどを通じて、保護者の多様な保育ニーズが明らかとなった。今後は、一時保育や利用者支援の拡充など総合的な子ども子育て支援施策の積極的な展開に努めること

2 保育所入所選考基準の個別的課題

【基本指数】

(1) 出産の取り扱い

新制度では、出産要件は保育必要量を保育標準時間認定とするとされ、長時間保育の利用が必要と想定されている。このことから、就労等と同様に、保育の必

要性は高いものと思われ、他の事由との均衡を図るため、35点から最高指数である50点に変更及び第4優先項目について調整する。

(2) 就学・職業訓練等の指数について

就学等により拘束されることは就労者と同様であり、指数も同様に見るべきとの保護者意見及び要望があり、他市でも、就労の指数に準じて、拘束日数及び時間数により指数の設定がなされている例があることから、就学等に要する日数及び時間数を考慮することを検討した。

職業訓練等は受講日数及び時間数があらかじめ定められている一方、その他の学校等では保育所等の利用申請時点でカリキュラムが定まっていない場合や、自身の選択により期別で受講状況が変わるなど実態や実績の把握が困難な場合があり、客観的に判断し難いなど運用面で新たな課題が生じるため、今回の改定では見直しを見送ることとする。

(3) 若年保護者への配慮について

若年保護者及びその子どもについては、双方に対する支援が重要であり、保育所等の利用に関して特段の配慮が必要であることから、項目を新たに設ける。

ここでの若年保護者は、児童福祉法が規定する児童に該当し、高等学校在学に相当する年齢であり、一般的には自身も大人としての成長過程にある満18歳未満とし、保育を受ける中で、育児、生活習慣、社会性を学びながら、就学や就労に結びつけ、自立した生活ができるよう地域が連携して親支援を行うことが必要である。

【調整指数】

(1) 産休明け又は育休明け予定者に対する指数適用について

産休明け又は育休明け予定者の場合、終了予定月に入所する場合のみ加点されていたが、終了予定月に限らず復職予定で入所する場合は加点する。また、育休対象児童に限り加点していたが、その子のきょうだいが入所する場合にも加点する運用とし、育児休業の活用推進及び円滑な復職を図る。

(2) 育児休業取得により退所した後の再入所について

育児休業取得により在園児が在園できる期間を超えて退園した場合の再入所に限り適用していたが、家庭における保育を選択する幅を広げるため、期間に限らず育休取得により退園した場合の再入所について適用することとする。

(3) きょうだいが同一の保育所等の利用を希望する場合について

別々の保育所又は地域型保育事業に在籍しているきょうだいが、いずれかのきょうだいが在籍する同一の施設に転園を希望する場合、現在の基準より転園しやすくするため、全体のバランスを考慮し、加点を増やす。

(4) 地域型保育事業所を利用する児童の卒園後の受入について

新制度における地域型保育事業の3歳児以降の保育の提供を確保するため、現行の優先項目を廃し、調整項目に新たな加点項目を設ける。

【優先項目】

(1) 多子世帯への配慮について

現行の調整指数における加点以上に配慮すべきとの意見があったが、きょうだいがいない児童の入所とのバランスを考慮し、指数同点時の配慮事項である優先項目において配慮することとする。

(2) 多胎児への配慮について

多胎児に対する配慮について、現行の優先項目において世帯内に保育を利用していない児童が複数いる状況での同時入所申請についての配慮項目があることから、これ以上の見直しは行わないこととする。

(3) 育児休業制度がない自営業者への配慮について

育児により自主的に休業する自営業者について、外勤就労者と同様に配慮すべきとの意見があったが、実態と異なる申出をしても実態及び実績の把握が困難であること、公平な適用判断の基準の設定が困難であることから、新たな項目は設けないこととする。

(4) 育児休業の早期切上げ、育児休業取得中の認可外保育施設利用への対応について

入所基準のみの対応では全てに対応できるものではなく、今後の子育て環境の整備等と連動するものである。

入所基準においては、認可外保育施設利用児童と育児休業取得中の世帯の児童との間の差を生じないように調整する必要があり、現行において差が生じる可能性がある優先項目を見直すものとする。

(5) 遠方の保育施設を利用する児童が市内保育所への入所を希望する際の配慮について

職場までの通勤時間に関する考慮と同様に、極めて個別的な事由であること、また、このことに配慮をすることで、遠方の認可外保育施設の利用を助長するおそれがあるため、適用しないこととする。

(6) 障害児童への配慮について

現行基準において、すでに優先項目に位置づけられているため、これ以上の見直しは行わないこととする。

(7) 慢性疾患を有する児童への配慮について

慢性疾患を有することを理由に優先的に入所させることについては、集団保育の範囲において与薬等の通常対応をしていることから、適用しないこととする。